

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 6 2 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 3 年 6 月 4 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

### 第 1 監査の対象及び監査の期間

農業委員会事務局 令和 3 年 4 月 14 日（水）

田平支所地域振興課 令和 3 年 4 月 21 日（水）、22 日（木）

### 第 2 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

#### 2 監査の対象とした事項

主に令和元年度及び令和 2 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### 1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### 2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

### 3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

### 4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

### 5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

## 第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li><li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li><li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li><li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li><li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li></ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

## 〔農業委員会事務局〕

### 【指導事項】

#### 1 全国農業新聞の購読料取りまとめ事務について

全国農業新聞の購読料については、平戸市準公金等取扱事務処理要領第9条の規定に基づき、準公金の取扱いに準じて市内購読者分を市が取りまとめ、県の農業会議に送金している。

出納書類について、購読料の口座振替分の収入荷がなく、支出荷には明細を明らかにする証拠書類が添付されていなかった。また、通帳残高がどの購読者のものか分からなかったため、適正な書類整備に努められたい。併せて、事務の効率化についても検討されたい。

#### 2 出納員領収付印の申請について

出納員領収付印を改刻した場合などは、平戸市公印規則第6条第1項の規定により「公印調製（改刻）（廃棄）申請書」を、市長に提出するようになっているが平成25年度以降の提出がされていないため、適正な事務処理に努められたい。

### 【意見】

#### 1 現況証明書について

現況証明書は、農地法第4条第1項（転用）及び第5条第1項（権利移動＋転用）の許可を受け、転用許可目的に従って転用された土地について発行する証明書であるが、令和2年度に証明を行った様式では、農地の現況について「上記のとおり相違ないことを確認したので証明します。」との記載になっていた。

農地であった箇所が山林化するなど、既に農地としての機能を有していないことについては、農業委員会で調査し判断できるが、現況が宅地や雑種地などについては農業委員会では判断できないと思われる。

そのため、証明書の記載事項としては、「上記の土地は、現況が農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明する。」と記載するなど様式の見直しを検討されたい。

#### 2 農地利用最適化推進委員について

農地利用最適化推進委員は、農業委員会総会に毎年度6回程度出席を要請されているが、欠席が多い委員が散見された。各委員の事情もあったと思うが、農地の現地調査などに支障が出ていなかったのか検証されたい。

#### 3 ドローンの活用について

令和元年度に、ドローンを使った農地利用状況調査が1地区で試行されており、従来の調査方法と比較し、現地調査時間が約7分の1に短縮されていた。現地に赴くまでもなく、動画をよく確認することで精度の高い現況地目の確認ができ、効率化を図ることが実証され、今後ドローンの活用が期待される場所である。

## 〔田平支所地域振興課〕

### 【指摘事項】

#### 令和2年度一六海水浴場のシャワー使用料について

一六海水浴場の開設期間に利用されたシャワー使用料 58,600 円について、同海水浴場の安全祈願に関する経費 12,300 円を差し引いた 46,300 円を収納していた。

これは、地方自治法第 210 条に定める総計予算主義の原則に反しているため、シャワー使用料全額を調定し収納されたい。

### 【指導事項】

#### 田平町地区衛生組織連合会への市負担金について

田平町地区衛生組織連合会における令和元年度決算は、収入 210,746 円（うち市負担金、毎年度 70,000 円）、支出 96,676 円の差し引き残金 114,070 円が次年度繰越金となっていた。支出の内訳は、総会懇親会経費 40,000 円（毎年度同額）、精霊船供養経費 30,676 円、県連合会負担金 26,000 円となっており、市負担金が効果的に充当されているとは言い難い。

今後は、田平町地区衛生組織連合会会則に定める目的に合致した事業へ充当されるよう努められたい。

### 【意見】

#### 1 宅地開発事業について

グリーンヒルズ分譲宅地販売促進については、長年営業努力を重ねた結果、全 77 区画のうち 59 区画が売却され、18 区画が未売却となっている。未売却区画の現状は、洞穴式駐車場となっている区画がほとんどであり、現在、一部の区画において進入路などの改良工事に向け準備が進められている。

今後も未売却区画については、土地の形状変更等を行えば売却できる可能性は低いと思われるが、費用対効果を考え、十分な成果が見込まれない状況であれば、売却以外の活用方法についても検討されたい。

#### 2 田平支所庁舎管理について

田平支所屋上に設置された空調室外機付近が以前からハトの住処となっており、周囲には大量の糞や抜けた羽根が散乱し、一階玄関先まで糞の跡がみられる。乾燥した糞や羽根が舞い散り、空調室外機の故障や衛生上の問題が生じる可能性が十分考えられる。

そのため、田平支所においてはこれまで網を設置するなど防護対策に取り組んできたが、ハトの習性として、巣を作った場所から追い払うことは困難とされており、今後は専門業者による対策が必要であると思われる。